



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会社名 九州電力株式会社
代表者名 代表取締役社長 瓜生 道明
(コード番号：9508 東証第一部・福証)
問合せ先 ビジネスソリューション統括本部
地域共生本部
経営法務グループ長 上野 理枝
TEL. (092) 761-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を本年 6 月 27 日開催の第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

電力システム改革をはじめ当社を取り巻く経営環境が大きく変化する中、当社が、持続的な成長とステークホルダーの皆さまへの中長期的な価値提供を果たしていくためには、経営における監督と執行機能の分離を進め、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、環境変化に対し、より一層柔軟かつ機動的に対処できる体制を整備するなど、コーポレート・ガバナンスの更なる充実が必要と考えております。

- (1) このような認識のもと、当社は、取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行に関する意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行したいと考えます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等を行うものであります。
- (2) また、取締役による監督と執行役員による業務執行という機能分担の更なる明確化の観点から、取締役及び取締役会に関する規定の変更、並びに執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。
- (3) さらに、監査機能等を担う監査等委員である取締役をはじめとした非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結対象を拡大する旨の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

2 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 27 日

4 その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、平成 30 年 4 月 27 日付の「役員人事等の内定」において別途開示しております。

以 上

<p>(選 任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 〈省 略〉 3 〈省 略〉</p>	<p>(選 任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 〈現行どおり〉 3 〈現行どおり〉</p>
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p> 〈新 設〉</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p> 〈新 設〉</p>	<p>(<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力</u>) 第22条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役および代表取締役) 第22条 <u>取締役会の決議により、会長、社長各1名、副社長若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>会長、社長および副社長は、各自当社を代表する。</u></p> <p> 〈新 設〉</p>	<p>(役付取締役および代表取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議により、役付取締役として会長1名を選定することができる。</u></p> <p>2 <u>会長および社長は、代表取締役とする。</u></p> <p>3 <u>前項のほか、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定することができる。</p>
<p>(<u>役付取締役の職務</u>) 第23条 <u>社長は、取締役会の決議に従い、会社の業務を執行する。</u></p> <p>2 <u>副社長は、社長を補佐する。</u></p>	<p> 〈削 る〉</p>
<p>(職務代行) 第24条 <u>会長または社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</u></p>	<p>(職務代行) 第24条 <u>会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</u></p>

<p>(取締役会の招集) 第25条 <u>〈省 略〉</u> 2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集) 第25条 <u>〈現行どおり〉</u> 2 <u>取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議長) 第26条 <u>取締役会の議長は、会長がこれに任ずる。</u></p>	<p>(取締役会の議長) 第26条 <u>取締役会の議長は、会長がこれに当たる。</u></p>
<p><u>〈新 設〉</u></p>	<p>(業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 <u>〈省 略〉</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 <u>〈現行どおり〉</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>〈省 略〉</u> 2 <u>当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 <u>〈現行どおり〉</u> 2 <u>当社は、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p><u>〈新 設〉</u> <u>〈新 設〉</u></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤監査等委員)</u> 第31条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>〈新 設〉</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u> 第30条 <u>当社の監査役は、6名以内とする。</u></p>	<p><u>〈削 る〉</u> <u>〈削 る〉</u></p>

<p>(選 任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>〈 削 る 〉</p>
<p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>〈 削 る 〉</p>
<p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第33条 監査役会の決議により、常勤の監査役を選定する。</p> <p>2 監査役会の決議により、常任監査役若干名を定めることができる。</p>	<p>〈 削 る 〉</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。</p>	<p>〈 削 る 〉</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</p>	<p>〈 削 る 〉</p>
<p>〈 新 設 〉</p> <p>〈 新 設 〉</p>	<p>第6章 執行役員 (選任および役付執行役員)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、役付執行役員および執行役員を選任する。</p> <p>2 前項の役付執行役員として、社長1名を置くこととし、また、副社長、常務、上席その他を置くことができる。</p>

<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">(執行役員の職務)</p> <p><u>第34条 取締役会の決議に従い、社長は、当社の業務執行を統括し、他の執行役員は、社長の統括の下に、当社の業務を分担して執行する。</u></p> <p><u>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条</p> <p style="text-align: center;">〈 省 略 〉</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第39条</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条</p> <p style="text-align: center;">〈 現 行 ど お り 〉</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条</p>
<p>(A種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条の2 第39条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>	<p>(A種優先株式の除斥期間)</p> <p>第39条 第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。</p>
<p style="text-align: center;">〈新 設〉</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 当社は、第 94 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>2 第94回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上